

地震保険料控除額の算出方法

	区分	支払金額 (A)	控除額
<p>あなたが支払った家屋や家財に係る地震保険料又は旧長期損害保険料がある場合</p> <p>※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 控除額＝地震保険料控除額＋旧長期損害保険料控除額 なお、限度額は25,000円です。</p>	地震保険料	50,000円以下	(A) × 1/2
		50,001円以上	25,000円
	旧長期損害保険料 (注)	5,000円以下	(A) の全額
		5,001円～15,000円	(A) × 1/2 + 2,500円
		15,001円以上	10,000円
	<p>(注) 平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの</p>		